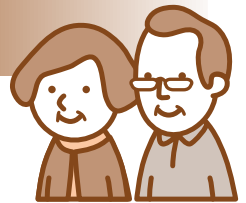


# 高額療養費「限度額適用認定証」について



**Q** この度、入院することになり医療費が高額になりそうですが、どのような手続きをすればよいですか。



**A** 高額療養費制度では、医療費が高額になり自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が共済組合から自動的に払い戻されますが、払い戻しにはおよそ3ヵ月以上かかるため、一旦は多額の費用を支払って一時的に立て替えなくてはなりません。  
70歳未満の方であればあらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関の窓口で提示することで、支払上限額が法定自己負担限度額までに抑えることができます。

## 70歳以上の方が窓口で支払いを自己負担限度額におさえたいとき

70歳から74歳の「一般」区分の方については、高齢受給者証を提示することにより窓口負担が法定限度額までで済みますが、70歳以上の「現役並み所得者」の方については限度額適用認定証の提示が必要になります。

### 注意!

(必ずお読みください。)

- ・発効年月日は、「限度額適用認定証交付申請書」を共済組合で受け付けた月の1日となります。  
交付申請が間に合わず窓口負担を全額支払われた場合は、後日、高額療養費として自動給付されますので、最終的な自己負担は変わりません。

## 2021年3月 から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

令和3年3月よりオンライン資格確認が開始され、令和4年中に概ね全ての医療機関においてマイナンバーカードが健康保険証(組合員証等)として利用できることとなります。



### メリットと特徴

#### ずっと使える

就職や転職したときなども、同じマイナンバーカードを健康保険証として使い続けることができます!

#### 早い!

読み取り機器にかざすだけで、すぐに医療保険の資格を確認することができます!

#### かんたん設定

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための最初の登録(「マイナポータル」での登録)は、スマホやパソコン、市区町村の窓口、病院や薬局などで簡単に設定できるようになります。